

平成 23 年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画

第一 基本方針

国民健康保険は、これまで誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、国民皆保険の基盤をなす制度として地域医療の確保と地域住民の健康増進に大きく貢献してまいりました。しかしながら、急速な少子高齢化、医療の高度化、就業構造の変化、景気の低迷など大きな環境の変化に直面し、国保財政は以前にも増して大変厳しい状況にあります。

国においては、後期高齢者医療制度を廃止し、平成 25 年度からの新たな高齢者医療制度の創設に向けて、新たな制度の在り方を議論している高齢者医療制度改革会議は、高齢者であってもサラリーマンやその被扶養者は被用者保険に加入し、それ以外の地域で暮らす高齢者は国保にそれぞれ現役世代と同じ制度に加入したうえで、その財政運営は都道府県単位とすること、さらに全年齢での国保の財政運営についても期限（平成 30 年度）を定めて、都道府県単位化を目指すことを基本的な枠組みとする新たな制度の最終報告を発表しました。今後は関係機関等との調整を進め、今年中に新制度に関する法案を提出し、成立を目指していくこととしているところであります。

本会としては、これら制度改革の動向に注視しながら、国民健康保険制度及び介護保険制度等の安定的運営を図るため、会員及び関係機関との連携を密にし、円滑な事業運営に努めるものとする。

特に、レセプトの請求方法が原則オンライン化されることに伴い、国保審査支払システム、レセプト電算処理システム及び保険者事務共同電算処理システム、保険者レセプト管理システムを統合した全国統一システムである「国保総合システム」を本年 5 月から導入し、その円滑な運用を行うとともに、二画面審査システムを活用して審査の充実強化を図るなど、審査支払業務の品質向上と保険者事務の効率化支援に積極的に取り組むものとする。

また、保険者レセプト二次点検事務の受託保険者の拡大とその事務の効率化を図るとともに、生活習慣病予防対策などの保健事業の効果的な支援を行うほか、第三者行為求償事務を強化するなど、医療費の適正化を促進していくものとする。

以上、本会としては、保険者の厳しい財政状況を再認識し、より効果・効率的な事業の推進に努めるとともに、国及び県の動向を見極めつつ、次の事項を重点に事業を実施する。

1. 会務運営の改善

保険者及び関係機関との円滑な連携と医療制度改革の動向への的確な対応を図るため、職員の意識改革と人材育成を進めるとともに、事務事業を改善する。

また、出納事務等の適正化を図るとともに、公認会計士による外部監査を実施する。

2. 診療報酬等の審査支払事業の充実強化

審査業務の品質向上を図るため、レセプトの請求方法が原則オンライン化されることに伴い、「国保総合システム」を導入し新たに追加された機能を的確に業務処理に反映させていくほか、二画面審査システムを活用し査定効果の高い高点数レセプトの重点審査を強化するなど、審査体制の充実強化を図る。

また、妊婦・乳児健康診査及び出産育児一時金について円滑な審査支払に努める。

3. 後期高齢者医療制度関係業務の円滑な実施

審査支払及び事務代行業務等の円滑かつ効率的な実施に努める。

4. 保険者事務共同電算処理業務の拡充

保険者事務の効率化の一環として、レセプトの保管・管理業務及び過誤・再審査レセプト点検業務の省力化を図るため、保険者レセプト管理システムの円滑な運用を行う。

また、レセプトの電子化に対応した全国統一システムである「国保総合システム」の安定的稼働に向けて万全の対応を行う。

5. 保険者支援事業及び保健事業の充実強化

保険者が行っているレセプト二次点検業務の受託保険者の拡大に加え、レセプト二次点検支援システムを導入し事務の効率化を図るとともに、第三者行為求償事務については、求償事務処理上の問題等について保険者と協議しながら、求償事務共同処理の充実強化を図り、医療費適正化に資する。

また、医療費適正化を推進するため、診療報酬等明細書データと特定健診等データの管理、分析、活用を行うとともに、保険者及び関係機関との連携により保険者が行う保健事業の効果的な支援に努め、生活習慣病の一次予防に重点をおいた保健事業を充実強化する。

6. 情報提供等の充実

国保事業の円滑な運営に資するため、ホームページを活用し保険者のニーズに応じた情報を適時、適切に提供するとともに、国保情報ネットワークを活用した統計資料の情報提供等を充実する。

7. 介護保険業務の円滑な実施

介護給付費の審査支払業務、介護サービス苦情相談業務の円滑な運営に努めるとともに、介護給付適正化システムを活用した誤請求、不当請求等の点検（縦覧点検）を行い、介護給付適正化事業を円滑に推進支援する。

介護職員処遇改善交付金支出金の支払について円滑な運営に努める。

第二 主たる事業の概要

1. 会務運営に関する事業

事業名	内容
(1) 総会	規約の定めにより7月（事業報告・決算関係）及び2月（事業計画・予算関係）に通常総会を開催する。
(2) 理事会 (3) 正副理事長会議	会務運営の具体的方針や業務遂行について審議するため、必要の都度開催する。（年4回）
(4) 監事会・出納検査	監査規則により、定期監査を6月（決算期）及び11月（中間期）に、定期出納検査を四半期毎（8月、11月、2月、6月）に実施する。
(5) 外部監査	公認会計士による歳入歳出に係る監査並びに会計制度の整備及び運用状況の監査を実施し、出納事務の適正化を図る。

2. 診療報酬等審査支払事業

保険者及び広域連合から国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬審査支払に係る事務を受託し、適正かつ円滑に遂行する。

また、保険者の医療費適正化及び財政効果に資するため、委託希望保険者の拡充を図りレセプト二次点検業務を受託する。

なお、審査の効率的運用と審査の精度向上を図るため、二画面審査システムを効率的に活用し審査の充実強化を図る。

さらに、出産育児一時金について、その円滑な審査支払に努める。

事業名	内容
(1) 審査支払業務	(1) 診療報酬審査委員会 (2) 柔道整復師施術療養費審査委員会 (3) 審査支払業務連絡協議会 (4) レセプト電算処理システム及び二画面審査システムの推進

事業名	内容
(2) 保険者支援業務	(5) 出産育児一時金の医療機関への直接支払業務 (6) 職員の専門研修の実施 (1) 保険者レセプト管理システム関係処理業務 (2) レセプト二次点検業務

3. 保険者事務共同電算処理事業

保険者及び広域連合における国保、後期高齢者医療及び医療福祉費等に係る事務の電算処理を行う。また、今年度から稼動する国保総合システムの円滑な運用を行うなど、事務処理の効率化を図る。

事業名	内容
(1) 国保に係る処理業務	【一般業務】 (1) 資格・給付確認事務 (2) 高額療養費支給申請書等の作成 (3) 医療費通知書の作成 (4) 退職被保険者等の適用適正化事務 (5) 疾病分類統計表の作成 (6) その他各種統計表の作成 【特別業務】 (1) 被保険者証の作成 (2) ジェネリック医薬品に係る差額通知書等の作成 (3) その他保険者等が必要とする資料の作成
(2) 後期高齢者医療に係る処理業務	(1) 資格・給付確認事務 (2) 高額療養費支給申請書等の作成 (3) 医療費分析帳票の作成 (4) 賦課・徴収管理事務 (5) その他各種統計表等の作成

事業名	内容
(3) 医療福祉費に係る処理業務 (4) 会議等の開催	(1) 資格・給付確認事務 (2) 給付記録データの作成 (3) その他市町村が必要とする資料の作成 (1) レセプト電算処理検討委員会・作業部会 (2) 保険者事務共同電算事務担当者会議 (3) 医療福祉費共同電算事務担当者会議

4. 事業振興

国保財政の健全な運営を確保するため、新・国保 3%推進運動の推進及び国保制度の安定運営に向けた運動を展開する。

事業名	内容
(1) 新・国保 3%推進運動の推進 収納率向上対策 医療費適正化対策 保健事業対策 (2) 国保振興	(1) 国保事業充実強化推進委員会 (2) 冊子「統計でわかる茨城の国保の状況」の作成・配布 (3) 国保料（税）収納率向上支援事業（国保料（税）収納率向上アドバイザー派遣） (4) 国保料（税）適正算定マニュアル（システム）の活用促進 (5) 関係団体との連絡調整 (1) 国保制度改善強化全国大会への参加・要望行動 (2) 予算対策本部（国保中央会設置）への参加

6. 広報宣伝事業

国民健康保険制度の趣旨普及、被保険者の啓発及び本会事務事業に関する広報活動を実施する。

事業名	内 容
<p>広 報 活 動</p>	<p>(1) 広報委員会 (2) 機関誌「茨城の国保」の発行 (3) 国保情報ネットワークを活用しての情報提供 (4) 「全国優良保険者の栞」の情報提供 (5) 国保新聞購読料の一部補助 (6) 被保険者教育広報 ア 納税促進等ポスターの作成・配布及び県内の金融機関等への掲示 イ 被保険者証更新に係る広報（ポスターの作成及び配布） ウ ラジオ広報 エ 県広報紙「ひばり」への広告掲載 オ 被保険者教育用記事提供 カ 各種統計資料の調査及び作成 キ 図書、物資斡旋 (7) ジェネリック医薬品希望カード等の共同購入 (8) 本会ホームページによる広報</p>

7. 育成指導関係事業

保険者等事務担当者の資質向上と国保運営上の諸問題の研究等を行う。また、保険者の医療費適正化事務支援策として、レセプト点検に関する事務支援を実施する。

事業名	内容
(1) 講習会・研修会の開催	(1) 国保事務新任者講習会 (茨城県と共催) (2) 国保料(税)事務研修会 (//) (3) 資格・給付事務研修会 (//) (4) 市町村(国保組合) 国保主管課長研修会 (//) (5) 支部事業育成
(2) 保険者レセプト点検事務支援	保険者レセプト点検事務研修講座 (初心者・経験者・支部)

8. 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

保険者等の医療費適正化事務支援策として、第三者行為(交通事故)に関する損害賠償求償事務共同処理を実施する。

事業名	内容
第三者行為損害賠償求償事務	(1) 第三者行為求償事務研修会 (茨城県と共催) (2) 交通事故通報及び相談 (3) 第三者行為 (交通事故) 損害賠償請求及び収納業務 (4) 求償事務処理上の問題等について保険者と協議し、求償事務共同処理の充実強化を図る

9. 国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金事業

介護報酬改定により介護従事者処遇改善のため、それに伴う介護保険料の上昇を抑制するために保険者へ交付していた交付金の精算を行う。

事業名	内容
国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金	国保介護従事者処遇改善基金の精算

10. 協議会

本会及び支部等関係機関の事業の円滑な運営を図るため、緊密な連絡、調整等を行う。また、国民健康保健事業の改善と健全な発展に資するため、調査研究を行う。

事業名	内容
保険者等との連絡・調整に関する協議会	(1)市町村（国保組合）国保・介護保険主管課長会議 (2)支部常任幹事連絡協議会 (3)調査研究委員会 (4)支部及び国保組合連絡協議会への助成 (5)茨城県国保都市協議会への助成

11. 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

県内の市町村国保間の保険料の平準化と財政の安定化を図るため実施する。

事業名	内容
(1) 保険財政共同安定化事業	・レセプト1件あたり30万円を超える医療費に関して、8万円を超え80万円までの医療給付費から前期高齢者の財政調整額を控除した額を対象とし、市町村が拠出する財源による共同事業を実施する。
(2) 高額医療費共同事業	・レセプト1件あたり80万円を超える医療費に関して、当該超える額から前期高齢者の財政調整額を控除した額を対象とし、市町村が拠出（拠出金に対し、国及び県がそれぞれ4分の1を負担）する財源による共同事業を実施する。
(3) 超高額医療費共同事業（国保中央会）	・高額医療費共同事業の安定的な運営を図るため、著しく高額な医療費（420万円超）に関して、200万円を超える額を対象とし、国保中央会における国保連合会の共同事業として実施する。

12. 妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業

母子保健法に基づく妊婦・乳児健康診査委託料の審査支払業務を行う。

13. 介護保険事業

介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務及び市町村支援業務並びに苦情処理業務を行う。

また、介護給付適正化事業の円滑な推進を図るため、医療との突合情報の提供・縦覧点検の市町村支援を行う。

事業名	内容
(1) 審査支払業務	介護給付費審査委員会
(2) 市町村支援業務	(1) 要介護認定更新支援処理 (2) 償還払給付額管理処理 (3) 介護給付費通知作成処理 (4) 高額介護サービス費支給処理 (5) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理 (6) 各種支払支援処理 (7) 統計資料作成処理 (8) 介護給付適正化対策情報提供処理 (9) 介護給付適正化支援処理（医療との突合、縦覧点検）
(3) 苦情処理業務	(1) 介護サービス苦情処理委員会 (2) 苦情・相談業務 (3) 「介護保険に係る苦情及び相談事例情報」のホームページへの掲載
(4) 介護職員処遇改善交付金支払事務	介護職員処遇改善交付金支出金の支払
(5) 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務	市町村と年金保険者との特別徴収に必要なデータ授受に係る経由機関業務

